

●香川県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

高松市

2 都市計画事業の種類及び名称

高松広域都市計画下水道事業 高松市公共下水道

3 事業施行期間

昭和30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成25年香川県告示第531号及び平成26年香川県告示第296号の事業地に、高松市香西本町及び国分寺町新居字本村の各一部の区域を加える。

(2) 使用の部分

平成25年香川県告示第531号及び平成26年香川県告示第296号の事業地に、高松市香西本町地先並びに鶴市町字本村、字中所及び字相作、飯田町字東青木及び字東定木並びに檀紙町字紙漉、字中森、字薬王寺、字元塚及び字八幡の各一部の区域を加える。